

平成29・30年度の南砺市建設工事入札参加資格審査に係る
審査基準（主観点数）の改正について

1 改正の趣旨

建設業者の技術力及び地域社会への貢献度をより適正に評価するため審査基準（主観点数）について、平成29年度以降の入札参加資格者に係る審査基準（主観点数）を見直すもの。

2 改正の概要

(1) 主観的点数

①除雪業務等の受託実績

区 分	配 点	備 考
除雪業務等の受託実績	20点	平成27・28年度における市との除雪業務の受託契約 (県との受託契約も可とする)
	10点	平成27年度で除雪業務の受託契約を結んでおらず、平成28年度において市との除雪業務の受託契約 (県との受託契約も可とする。平成28年度に除雪業務の受託契約がない場合は0点とする。)

※補足:除雪業務等の受託実績 平成28年度に除雪業務の受託契約がない場合は0点

(2) 工事成績評定点による付与点数の付け方

○点数の範囲

工事成績の一定期間における工事成績評定点の平均点を基準に上限25点から下限-25点の範囲で評価する。

*平均点とは南砺市建設工事成績評定要領で定めた工事成績評定の工種ごとの全工事成績平均点をいい、平成27年1月から28年12月までの2年間の工事成績の平均点とする。

○点数の基準

南砺市発注工事（成績評定点のあるもの）における等級付を行う工種毎の全工

事成績評定点の基準点を75点と定める。

工事成績基準点からの区分	付与点数	備考
85点以上	+25点	
82.5点以上85点未満	+20点	
80点以上82.5点未満	+15点	
77.5点以上80点未満	+10点	
75点超～77.5点未満	5点	
基準点 75点	基準 0点	
72.5点以上75点未満	-5点	
70点以上72.5点未満	-10点	
67.5点以上70点未満	-15点	
65点以上67.5点未満	-20点	
65点未満	-25点	

○平成29・30年度の資格審査における工事成績評定点による付与点は、次回の入札参加資格審査まで変更しない。

3 適用

平成29・30年度の南砺市の建設工事入札参加資格審査から適用する。